

社会福祉法人 健寿会 特別養護老人ホームちぐさの 2026.01改定 特養

介護老人福祉施設<ユニット型個室> 事業所番号：4170200796

利用料には、介護保険の適用されるものと、介護保険が適用されない分があり、それを合算して月の利用料として請求します。なお、介護保険の適用分には、月額算定のものと同額算定のものがあります。

保険適用分はご利用者各自の負担割合証に記載の負担割合にて請求致します。(1割～3割)

特養 入居	介護保険 保険適用分(サービス費) ※1割分を記載				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費I	670	740	815	886	955
夜間職員配置加算Ⅳ口	21	21	21	21	21
日常生活継続支援加算Ⅱ	46	46	46	46	46
看護体制加算Ⅰ口	4	4	4	4	4
個別機能訓練加算Ⅰ	12	12	12	12	12
個別機能訓練加算Ⅱ/月	20	20	20	20	20
生産性向上推進体制加算Ⅱ/月	10	10	10	10	10
科学的介護推進体制加算Ⅰ/月	40	40	40	40	40
介護職員等処遇改善加算Ⅰ/月	3,171	3,465	3,780	4,078	4,368
1ヵ月分の目安(30日分) ①	25,831	27,835	30,400	32,828	35,188

4段階	市町民税課税世帯もしくは預貯金等の額が各段階の基準を超えている方					
	居住費	日額	2,066	30日分	61,980	計 ②
	食費	日額	1,445	30日分	43,350	
1ヵ月間の利用料金目安 (30日分 1割の方) ①+②	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
	131,161	133,165	135,730	138,158	140,518	

3段階 2	年金収入等の合計が120万円より上の方で、本人及び世帯全員が市町民税非課税かつ預貯金等の合計額が500万円以下の方					
	居住費	日額	1,370	30日分	41,100	計 ③
	食費	日額	1,360	30日分	40,800	
1ヵ月間の利用料金目安 (30日分 1割の方) ①+③	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
	107,731	109,735	112,300	114,728	117,088	

3段階 1	年金収入等の合計が80万円より上で120万円以下の方で、本人及び世帯全員が市町民税非課税かつ預貯金等の合計額が550万円以下の方					
	居住費	日額	1,370	30日分	41,100	計 ④
	食費	日額	650	30日分	19,500	
1ヵ月間の利用料金目安 (30日分 1割の方) ①+④	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
	86,431	88,435	91,000	93,428	95,788	

2段階	年金収入等の合計が80万円以下の方で、本人及び世帯全員が市町民税非課税かつ預貯金等の合計額が650万円以下の方					
	居住費	日額	880	30日分	26,400	計 ⑤
	食費	日額	390	30日分	11,700	
1ヵ月間の利用料金目安 (30日分 1割の方) ①+⑤	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
	63,931	65,935	68,500	70,928	73,288	

1段階	老齢福祉年金や生活保護受給の方で、本人及び世帯全員が市町民税非課税かつ預貯金等の合計額が1000万円以下の方					
	居住費	日額	880	30日分	26,400	計 ⑥
	食費	日額	300	30日分	9,000	
1ヵ月間の利用料金目安 (30日分 1割の方) ①+⑥	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
	61,231	63,235	65,800	68,228	70,588	

利用料には、介護保険の適用されるものと、介護保険の適用されないものがあり、それぞれを合算して月の利用料として請求します。なお、介護保険適用分には、月額算定ものと日額算定のものがありますので留意下さい。

世帯分離をしても、配偶者が市町民税課税の場合や、預貯金の額などにより減額の対象とならない場合があります。詳しくは保険者窓口にてご確認下さい。

生活保護の方は、公費負担との兼ね合いにより自己負担額が記載内容と一致しない場合があります。

介護職員の処遇改善に関する加算は、その月の介護保険適用額の合計に、それぞれ所定の割合を乗じて算定します。

その他の加算	初期加算	入居後又は30日以上入院や外泊をされてからの再入居の場合、開始日から30日間算定	30単位/日
	入院外泊加算	入院又は外泊時において、外泊されたその翌日から6日間算定	246単位/日
	安全対策体制加算	事故の発生、再発を防止するための取り組みや体制を整備している場合に入所時に1回算定	20単位
	退所時情報提供加算	入居者同意の元、医療機関へ退所する方についての心身の状況や生活歴等を示す情報を提供した場合	250単位/回
	退所時栄養情報連携加算	厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入居者が医療股間等に退所する際、管理栄養士が栄養管理に関する情報提供を行う	70単位/回
	再入所時栄養連携加算	医療機関等に退所された方が再入所されるにあたり、前に入居していた時と大きく異なる場合、及び厚生労働大臣が定める特別食を必要としている場合の医療機関との連携を評価	200単位/回
	協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で入居者の同意を得て当該入居者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している など	100単位/月
	看取り加算	所定の手続きをふまえ、施設内でお看取りまで対応させて頂いた場合で、看取りケアを実施した期間に応じて算定	45日前～31日 72単位/日 30日前～4日 144単位/日 前々日及び前日 680単位/日 亡くなった当日 1280単位/日

<b>※高額介護サービス費 …</b>		月のサービス費が、利用者の所得段階ごとに定められた上限を超えた場合、その差額を払戻す制度
現役並みの所得者に相当する方がいる世帯の方、及び同じ世帯のどなたかが市町民税を課税されている場合の上限		44,400円
世帯のどなたかが市町民税を課税されており、同じ世帯の65歳以上の方の利用負担割合が1割または世帯が現役並みの所得世帯に該当しない場合の上限		37,200円
世帯全員が市町民税非課税の方の上限		24,600円
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の	世帯の上限	24,600円
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間81万円以下の	個人の上限	15,000円
生活保護を受給されている方などの上限		15,000円